

## 九都県市首脳会議「受動喫煙防止対策の推進について」に係る要請の実施について

平成30年11月7日に開催された第74回九都県市首脳会議における合意に基づき、神奈川県が九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）を代表して、受動喫煙防止対策の推進についての要請を国に対して実施しますので、お知らせします。

- 1 実施時期 平成30年11月21日（水）
- 2 要請先 大口 善徳 厚生労働副大臣
- 3 要請者 黒岩 祐治 神奈川県知事
- 4 要請内容 別添要請書のとおり
- 5 その他 都合により日程等が変更される場合があります。

要請活動等については、神奈川県にお問い合わせください。

### 【九都県市首脳会議について】

神奈川県政策局自治振興部広域連携課

電話：045-210-3140

### 【要請内容について】

神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課

電話：045-210-4770

問合せ先  
広域行政課  
電話：042-769-8248

## 受動喫煙防止対策の推進について

受動喫煙防止対策については、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えている中で、本年 7 月に健康増進法が改正され、取組が強化された。

改正法では、喫煙をすることができる場所が設置されている飲食店等には、喫煙可能であることを店頭に掲示する義務を課しているが、禁煙の飲食店等には、「禁煙」標識の掲示については規定されておらず、利用者にとって、分かりにくい状況となることが懸念される。

また、現在、国が検討している改正法に基づく標識（施設の主たる出入口の見やすい箇所に掲げる標識）の様式については、多様な外国人旅行者が訪日することから、多言語対応する必要がある。

そこで、国内外の利用者が、飲食店等の受動喫煙防止に関する対応状況を容易に判別し、自らの意思で受動喫煙を避けることができるようにするため、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 飲食店等における「禁煙」標識の掲示について、国の責任において必要な措置を講ずること。
- 2 改正法に基づく標識の様式について、外国人にも分かりやすい多言語対応とすること。

平成 30 年 11 月 21 日

厚生労働大臣 根本 匠 様

九都県市首脳会議

座長 さいたま市長

清水 勇人

埼玉県知事

上田 清司

千葉県知事

森田 健作

東京都知事

小池百合子

神奈川県知事

黒岩祐治

横浜市長

林文子

川崎市市長

福田紀彦

千葉市長

熊谷俊人

相模原市長

加山俊夫